# 【専門医新規申請条件・提出書類】

### ■ 専門医新規申請

2022 年以前の医師免許取得者は、2030 年まで下記の条件、申請書類を認めるものとする。

## 2025年~2027年の申請

専門医認定を申請する者は、次の条件を全て満たすことを要する。

- 1. 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。
- 2. 4年以上本学会会員を継続し、申請年度までの会費を納めていること。
- 3. 会員として、本学会が主催する総会ポストグラデュエイトコース、支部教育講演会、JDDW が主催する JDDW 教育講演のいずれかに 1 回以上の出席があること。但し、半日単位の総会ポストグラデュエイトコース、支部教育講演会、JDDW 教育講演は 2 回以上の出席があること。
- 4. 申請時において認定内科医、総合内科専門医または内科専門医、外科専門医または外科認定登録 医、放射線診断専門医または放射線治療専門医、小児科専門医のいずれかの資格を有すること。
- 5. 本学会が認定した認定施設、関連施設または特別関連施設において日本消化器病学会専門医研修カリキュラムによる認定研修を申請時までに修了していること。但し、特別関連施設での研修期間は1年間までとする。

申請条件

内科系は、認定内科医資格取得に必要な所定の内科臨床研修修了の後3年以上、または、基本領域の専門医資格取得に必要な所定の内科臨床研修を修了し、基本領域の臨床研修開始2年目以降に3年以上の認定研修を修了していること。また、2019年~2022年の医師免許取得者は、「日本消化器病学会専攻医登録評価システム(消化器病学会版 J-OSLER)」を用いた研修も修了していること。

外科系は、外科専門医予備試験受験資格に必要な所定の外科臨床研修修了の後2年以上、または、 基本領域の専門医資格取得に必要な所定の外科臨床研修を修了し、基本領域の臨床研修開始3年目以降に2年以上の認定研修を修了していること。

放射線科専門医資格取得に必要な所定の放射線科臨床研修修了の後2年以上の認定研修を修了していること。

小児科専門医資格取得に必要な所定の小児科臨床研修修了の後2年以上の認定研修を修了していること。

② 臨床系大学院に在学中の臨床研修については、研修実績として認めることとする。

専門医認定を申請する者は、次の書類を審議会に提出する。

- 1. 専門医認定申請書
- 2. 履歴書
- 3. 認定施設研修修了証明書
- 4. 医師免許証(写)

申請書類

- 認定内科医、総合内科専門医または内科専門医、外科専門医または外科認定登録医、放射線診断専門医または放射線治療専門医、小児科専門医のいずれかの資格認定証(写)
- 6. 実績一覧
  - (1) 教育講演会等参加証(総会ポストグラデュエイトコース、支部教育講演会、JDDW 教育講演の 参加証)(写)
- 7. 消化器病専門医研修カリキュラム評価表
- 8. 症例登録数確認表(消化器病学会版 J-OSLER) (医師免許取得 2019 年以降の内科系のみ必要)

### 2028年~2030年の申請

※学術集会参加実績に関して変更となります

専門医認定を申請する者は、次の条件を全て満たすことを要する。

申請条件

- 1. 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。
- 2. 4年以上本学会会員を継続し、申請年度までの会費を納めていること。
- 3. 会員として申請年度の直近5年以内で、次の実績を有すること。
  - (1) 本学会総会、JDDW にそれぞれ1回以上の出席があること。

- (2) 本学会主催の総会ポストグラデュエイトコースに1回以上の出席があること。但し、半日単位の総会ポストグラデュエイトコースは2回以上の出席があること。
- 4. 申請時において認定内科医、総合内科専門医または内科専門医、外科専門医または外科認定登録 医、放射線診断専門医または放射線治療専門医、小児科専門医のいずれかの資格を有すること。
- 5. 本学会が認定した認定施設、関連施設または特別関連施設において日本消化器病学会専門医研修カリキュラムによる認定研修を申請時までに修了していること。但し、特別関連施設での研修期間は1年間までとする。

内科系は、認定内科医資格取得に必要な所定の内科臨床研修修了の後3年以上、または、基本領域の専門医資格取得に必要な所定の内科臨床研修を修了し、基本領域の臨床研修開始2年目以降に3年以上の認定研修を修了していること。また、2019年~2022年の医師免許取得者は、「日本消化器病学会専攻医登録評価システム(消化器病学会版 J-OSLER)」を用いた研修も修了していること。

外科系は、外科専門医予備試験受験資格に必要な所定の外科臨床研修修了の後2年以上、または、 基本領域の専門医資格取得に必要な所定の外科臨床研修を修了し、基本領域の臨床研修開始3年目以降に2年以上の認定研修を修了していること。

放射線科専門医資格取得に必要な所定の放射線科臨床研修修了の後2年以上の認定研修を修了していること。

小児科専門医資格取得に必要な所定の小児科臨床研修修了の後2年以上の認定研修を修了していること。

② 臨床系大学院に在学中の臨床研修については、研修実績として認めることとする。

専門医認定を申請する者は、次の書類を審議会に提出する。

- 1. 専門医認定申請書
- 2. 履歴書
- 3. 認定施設研修修了証明書
- 医師免許証(写)

#### 申請書類

- 5. 認定内科医、総合内科専門医または内科専門医、外科専門医または外科認定登録 医、放射線診断専門医または放射線治療専門医、小児科専門医のいずれかの資格認定証(写)
- 6. 実績一覧
  - (1) 本学会総会および、JDDW 参加証明書(写)
  - (2) 本学会総会ポストグラデュエイトコース参加証(写)
- 7. 消化器病専門医研修カリキュラム評価表
- 8. 症例登録数確認表(消化器病学会版 J-OSLER) (医師免許取得 2019 年以降の内科系のみ必要)

※専門医制度規則・施行細則は、ホームページでご確認ください。